



(公印省略)

21久保第2921号
平成21年7月22日

各 医 師 会 長 殿

福岡県久留米保健福祉環境事務所長
久留米市保健所長

保健所の新型インフルエンザ専用外来（発熱外来）の終了及び
新型インフルエンザに関する電話相談（発熱相談）の時間変更について

日頃から地域保健医療の推進につきまして、ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、本日、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令が交付され、平成21年7月24日から施行されることとなりました。

つきましては、先に通知した「新型インフルエンザの医療体制について」及び「医療機関の職員における新型インフルエンザ感染対策の徹底について」で、一般医療機関における新型インフルエンザの外来診療及び院内感染対策の徹底につきましては、お知らせしておりましたが、保健所における新型インフルエンザ専用外来（発熱外来）は、下記のとおり終了しますのでお知らせします。

併せて新型インフルエンザに関する電話相談（発熱相談）の時間も変更しますので、貴会員への周知につきましてよろしくお願い致します。

なお、参考までに、医療機関における患者や職員の方への周知チラシ（案）も添付いたしますので、ご活用ください。

記

- 1 保健所の発熱外来（聖マリア病院の夜間発熱外来も含む）
7月23日17時に終了します。7月24日からは一般医療機関をご案内します。
- 2 新型インフルエンザに関する保健所の電話相談
変更日 平成21年7月24日（金）
変更前 福岡県久留米保健福祉環境事務所 午前9時～午後5時
久留米市保健所 午前9時～午後9時
変更後 上記2機関のいずれにおいても 平日 午前9時～午後5時
(ただし、周知期間の関係から7月25日（土）、26日（日）は電話相談のみを受け付けます。)

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 毛利康茂
新型インフルエンザ対策委員会
会長 丸山 泉

すでにお知らせしております上記新型インフルエンザの外来診療及び院内感染対策の徹底についての文書（医師会ホームページ会員専用サイトの配信文書に掲載を、再度ご熟読いただき、新型インフルエンザに対する各医療機関での対応について、よろしくお願い致します。

みなさまへ

現在流行している新型インフルエンザは、比較的軽症で回復する人が多いことや、流行状況などを踏まえ、国の方針が変更されました。それに伴い、7月24日から当地区の新型インフルエンザ対策も次のとおり変更されます。

1 新型インフルエンザは一般医療機関で診療が行われます。（保健所等の発熱外来は終了します）

* 急な発熱や咳（せき）、のどの痛みなど、インフルエンザ様の症状がある場合は

- ① 受診する前に、必ず、かかりつけ医等の医療機関における発熱患者の受診方法を確認してから受診してください。
- ② 医療機関の指示に従い、マスクを着用して受診してください。

2 新型インフルエンザに関する(発熱等)保健所の電話相談の受付時間が変更になります。

変更後 平日 午前9時～午後5時

福岡県久留米保健福祉環境事務所

電話 0942-30-1054

久留米市保健所

電話 0942-30-9730